

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告の徴収) 第16条 略</p> <p>2 法第12条第13項に規定する事業者であつて次に掲げるものは、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の<u>それぞれの事業場</u>における産業廃棄物の処理に関し、<u>当該産業廃棄物の種類ごとに、同項において準用する法第7条第15項に規定する帳簿の写し（埋立処分以外の処理を行った場合にあっては、様式第10号の3による報告書）</u>を総合事務所に提出するものとする。</p> <p>(1) <u>法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者</u></p> <p>(2) <u>産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の埋立処分を行う事業者</u></p> <p>3・4 略</p> <p>様式第1号の4（第2条、第2条の5関係）</p> <p>一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>一般廃棄物処理施設に係る許可(届出)事項について軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（<u>第9条の3第11項</u>において準用する）第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>届出者 氏 名 ㊟</p> <p>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p>	<p>(報告の徴収) 第16条 略</p> <p>2 法第12条第8項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の<u>当該事業場</u>における産業廃棄物の処理（<u>当該事業場内に設置した法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設における処理に限る。</u>）に関し、<u>産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の3による報告書</u>を総合事務所に提出するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>様式第1号の4（第2条、第2条の5関係）</p> <p>一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>一般廃棄物処理施設に係る許可(届出)事項について軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（<u>第9条の3第10項</u>において準用する）第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>届出者 氏 名 ㊟</p> <p>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p>

略	略
注 略	注 略

附 則
この規則は、公布の日から施行する。